

3月30日JAL整理解雇裁判判決（客室乗務員）傍聴記（日航OB）

昨日に続き、裁判所前では原告団の決意表明、支援団体の応援演説が活発に行われる中、31枚の傍聴券に300人を超える列ができていました。判決は、やはり乗員の判決と同じく解雇を妥当とする不当判決でした。

300人を超える参加者が会場に入りきれないほど、熱気にあふれた報告集会では判決内容の不当性の解説、質疑応答、支援の表明、原告代表の決意、支援に駆けつけた国会議員の挨拶などが次々と行われました。

報告された判決の説明についての感想です。

①裁判所が認可した、会社更生法に定められている更生計画にはJALグループ全体で約16,000名の削減を求めています。

会社はこの削減目標を上回る削減をすでに実施しているのに、事業計画を盾に、認可された更生計画にはない、職種別の削減目標や飛行機を飛ばすための稼働数ベースに基づいた削減数を持ち出して整理解雇を強行しています。裁判所は更生計画の削減目標とは異なる、削減数を水増しした事業計画までも合理性があると認めています。

裁判所が選定した管財人が遂行することは全て容認するという政治的な意図を強く感じました。最高裁の判例法理で積み重ねてきた整理解雇4要件についての判断も全て会社主張を受け入れて、なし崩しにしてしまう一方的な判断です。こうしたことが許されたら、まさに解雇自由な社会が容認されてしまうと危惧します。

②判決は稲盛会長の「会社の収益状況からいけば、誰が考えても雇用を続けることは不可能ではなかった」と述べたことについても「苦渋の決断としてやむなく整理解雇を選択せざるをえなかったことに対する主観的心情を吐露したにすぎない」と稲盛会長の代弁まで引き受けるという、裁判官判断としては恥ずかしいものです。

③「利益なくして安全なし」と安全より利益第一を優先することを黙認していけば、毎日安全運航やサービスを必死に支えている現役の方にとっても雇用不安、生活破壊、労働苦を押しつけていくこととなります。運航の安全に関する見識のない裁判官が安全運航のベテランから首切りを行うことを、合理性があると認めたことも無責任で、軽きに過ぎるものです。

JAL不当解雇撤回裁判原告団の3月30日付け声明文は以下からダウンロードできます。

http://www.jalgcd146.org/files/no202_1.pdf